

〈受付期間〉
2026年
3月31日
まで

教育資金一括贈与預金

いよのかけ橋



●本預金は、2013年度税制改正における「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に対応している商品です。2026年3月31日までの間、祖父母さま等(直系尊属である贈与者)がお孫さま等(受贈者)に対して教育資金に充てるために一括して金銭を贈与し、当該お孫さま等の名義で新たに開設された口座に預入等された場合には、贈与税が非課税となります。

●本資料では、以下の表記としております。

- ・教育資金を贈与する方(贈与者) → 祖父母さま等
- ・教育資金の贈与を受ける方(受贈者) → お孫さま等

1 2023年度税制改正による変更内容

●適用期限が2026年3月31日まで延長されます。

●契約期間中に祖父母さま等が亡くなられた場合、祖父母さま等の相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、お孫さま等の年齢や在学中等の有無にかかわらず、2023年4月1日以降に贈与された部分に対する「管理残額」(注)が相続財産に加算されます。

(注) 「管理残額」とは祖父母さま等が亡くなられた日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、以下に該当する部分に対する金額のことを言います。

- ・贈与者の死亡前3年以内かつ2019年4月1日～2021年3月31日に取得したもの
- ・2021年4月1日以降に取得したもの

●受贈者が30歳に達した場合等において、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額がある場合において、その残額に暦年課税による贈与税が課されるときには、2023年4月1日以降に贈与された部分に対しては、一般税率が適用されます。

●国家戦略特別区域内に所在する許可外保育施設について、外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たし、都道府県知事等から証明書の交付を受けている施設が加わりました。

- なお支払いがある度に贈与するもので、社会通念上必要と認められるものについては、従来より非課税とされています。
- 具体的な税務上の取り扱いについては、お客様ご自身で税理士・税務署にご相談・ご確認ください。

2 「教育資金非課税措置」の対象となる教育資金の範囲

1.学校等*に対して直接支払われる金銭

学校等への支払いは上限1,500万円

※学校等…幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、保育所、認定こども園、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたもの、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設、外国の教育施設のうち一定のもの、海外の日本人学校、インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)等

2.学校等以外の者*に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの

学習塾やスポーツ教室等の習い事等への支払いは上記1,500万円のうち500万円を上限として非課税となります。

2019年7月1日以後、「学校等以外の者に支払われる金銭」でお孫さま等が23歳に達した日の翌日以後に支払われる場合は、「教育に関する役務の提供の対価」「スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価」「これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料」は対象外となり、「教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用」のみ対象となります。

※学校等以外の者…学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室、物品の販売店等業者等

なお、物品の販売店等業者への支払いであっても、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは2.に該当します。具体的には、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面で業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼しているものを指します。

3.対象となる費用 ※領収書等が発行されることが必須となります。

①学校等への支払いの場合

入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学(園)試験の検定(試験)料、学用品費、修学旅行費、学校給食費等

②学校等以外の者への支払いの場合

・学習塾やスポーツ教室などに直接支払われる月謝等

・学校等で必要となる教科書や教材等を業者から直接購入する場合等

3 口座開設のお手続きに必要なもの

項目	ご留意点
お孫さま等のご本人確認書類(原本)	運転免許証、個人番号カード(写真付)、住所記載のある旅券(パスポート)等 ※お孫さま等が未成年の場合は、親権者さまのご本人確認書類も必要となります。
お孫さま等のご印鑑	口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。
戸籍謄本・住民票の写し等(原本)	直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、祖父母さま等がお孫さま等の直系尊属であることを確認できる戸籍謄本(または抄本)・住民票の写し等の原本をご提出いただきます。 ※戸籍謄本は、「筆頭者」の本籍地を管轄する「市役所」等にて取得できます。詳しい取得方法等につきましては、市役所等の戸籍担当窓口にてご確認いただけますようお願いします。
贈与契約書(原本)	あらかじめ書面にて祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただきます(写しをとらせていただき原本をお返しいたします)。 ※贈与契約日から2か月以内に当行にお預け入れいただく必要がございますのでご注意ください。なお、「贈与契約書」の雰形は当行の店頭又はホームページにご用意しております。 ※お孫さま等が未成年の場合は、親権者さま2名の署名・捺印も必要です。
合計所得金額確認書類	贈与する日の属する年の前年のお孫さま等の合計所得金額が1,000万円以下の場合、合計所得金額が確認できる書類(確定申告書の控、源泉徴収票等)をご用意ください。 ※1,000万円を超える場合は、「新規口座開設」および「追加のお預け入れ」ができません。
教育資金非課税申告書(原本)	●「教育資金非課税措置」の適用を受ける金額(お預け入れ金額と同額である必要があります)等を記載していただきます。 ●申告書は当行より税務署に提出いたします。用紙は当行の店頭にご用意しております。 ※「学校等」に対して直接支払われる教育資金については上限1,500万円まで、「学校等以外の者」に直接支払われる教育資金については上記1,500万円のうち最大500万円までとなります。
お孫さま等の個人番号カード等(原本)	「新規口座開設時」および「追加のお預け入れ時」には、お孫さま等の個人番号の告知が必要です。
贈与資金等	贈与資金については、以下の方法にてあらかじめご用意ください。 ●既に当行にある祖父母さま等の口座にあらかじめ入金していただき、口座開設日に本預金へ振り替えていただく場合、祖父母さま等のお通帳とお届け印をご用意いただき、祖父母さま等(ご本人)にもご来店いただきます。 ●既に当行にあるお孫さま等の口座にあらかじめ入金していただき、口座開設日に本預金へ振り替えていただく場合、お孫さま等が既に当行にお持ちの口座のお通帳とお届けのご印鑑をお持ちください。 ※本預金へ直接贈与資金をお振り込みすることはできませんのでご注意ください。

※状況によって、他に必要となる書類がございます。開設のお手続きの前に一度お取引店にご確認ください。

4 口座開設の手続き

① 事前準備

③ でご案内させていただいたとおり、贈与契約のご締結と必要書類のご準備をお願いします。

② ご来店

お孫さま等(未成年の場合は、お孫さま等と親権者さま)にご来店いただきます。祖父母さま等の口座から本預金へ振り替える場合は、祖父母さま等(ご本人)にもご来店いただく必要がございます。

③ 口座開設手続き

「教育資金非課税申告書」「合計所得金額確認書」「『教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置』に関する預金口座開設申込書兼確認書」等の申込書類にご記入・ご捺印いただき、お孫さま等のご名義で口座を開設いたします。

口座開設時の入金額は「贈与契約書」「教育資金非課税申告書」の金額と同額とします。また、贈与契約日から2か月以内にお預け入れいただく必要があり、上限額は1,500万円ですのでご注意ください。

④ お通帳のお渡し

お通帳をお渡しして口座開設のお手続きは完了となります。

※本預金は店舗での取り扱いのみとなります。

※ATM・いよいよダイレクト・AGENTアプリでのお取り引き、口座振替でのお引き出しおよびお振り込みでのお預け入れはお取り扱いいたしません。

※2026年3月31日までは「追加のお預け入れ」が可能ですが(ただし、お預け入れの限度額は合計で1,500万円までとなります)。贈与契約書、合計所得金額確認書類(所得がある場合)、お通帳、お届けのご印鑑、追加教育資金非課税申告書、ご本人確認書類等をご用意いただき、口座開設店の窓口にてお手続きができます(口座開設店以外でのお取り扱いはできませんのでご注意ください)。

5 お引き出しおよび領収書等のご提出

お引き出し時の必要書類	お通帳、お届けのご印鑑、領収書等(原本)および「教育資金一括贈与預金『いよのかけ橋』に関する領収書等明細一覧兼確認書」(注) ※現金で200万円超のお引き出しの場合は、お孫さま等のご本人確認書類(未成年の場合は親権者さまのご本人確認書類および関係がわかる確認書類)が必要です。 (注)受付後、写しをお渡しします。保存していただき領収書等の提出管理にお役立てください。
お引き出し方法	店頭で随時お引き出しあなけます
ご注意事項	●領収書等に記載される支払い年月日は、口座から資金をお引き出しした日と同じ年に属する必要があります。 ●同じ年に属していない場合、お引き出し金は教育資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。
領収書等のご提出	●お通帳、領収書等(原本)および「教育資金一括贈与預金『いよのかけ橋』に関する領収書等明細一覧兼確認書」を領収書等に記載の支払年月日の属する年の翌年の3月15日までに当行へご提出ください。 ●期限までにご提出いただけない場合、お引き出し金は教育資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となりますので、ご注意ください。 ●同一のお支払いについて、二重に領収書を提出し非課税の適用を受けることはできません。ご提出いただきました領収書等は受付済であることを表示した上でご返却しますが、領収書をその後紛失し、再発行された際には、既に提出済のお支払いではないか確認書写し等をご確認ください。

※お引き出し金の一部または全部を口座に戻し入れることはできません。

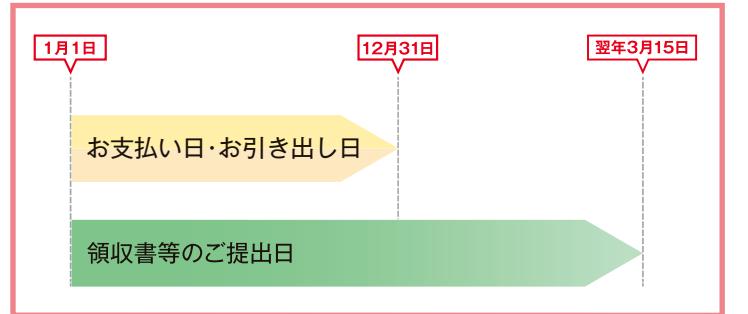
[お引き出しおよび領収書等の提出に関するご注意事項]

●以下の日付が同じ年に属する必要があります。

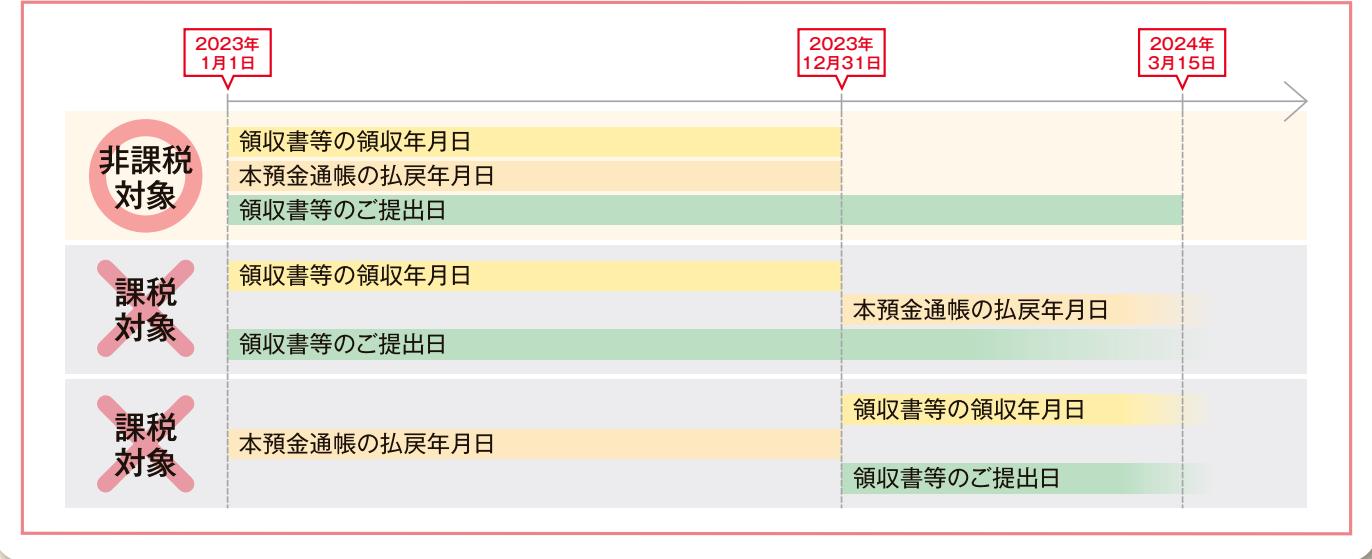
教育機関へのお支払い日(領収書等の領収年月日)
本預金からのお引き出し日(本預金通帳の払戻年月日)

●領収書等のご提出は、翌年の3月15日までにお済ませください。

※教育機関へのお支払いと本預金からのお引き出しが同じ年に属しない場合、また、期限までの領収書等のご提出がない場合は、本預金からのお引き出しが贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。



[お引き出しおよび領収書等の提出例]



6 領収書等

1. 領収書等の種類

領収書等は原本をご提出ください。当行で内容を確認し、「受付日」「受付済」と表示した後、コピーをとらせていただき、原本をお返しいたします。

① 領収書

領収書には、支払日、金額、支払者（宛名＝お孫さま等、摘要等）にお孫さま等の氏名が記載されている場合はお孫さま等の親権者さまでも可）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要^{※1}が記載されている必要があります。

② 領収書以外の「支払の事実を証する書類^{※2}

「支払の事実を証する書類」には支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要^{※1}が記載されている必要があります。

※1 資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。また学校等以外の者（塾や習い事）で必要な費用を直接支払う場合の領収書については、資金使途に加えて、その内訳（例「〇月分〇〇料として（〇回または〇時間等）」）についても記載されている必要があります。

※2 「支払の事実を証する書類」は文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」のQ&A（Q5-3）で例示されています。要件が不足する場合には振込依頼書等を合わせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含まれます。

2. 学校等で必要な費用を学校等以外の者に支払う場合

上記1の「領収書等」に加えて「学校等の書面^{※3}」をご提出いただくことが必要です。

※年度や学期の始めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入票」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には学校名、年月日、用途・費用が記載されている必要があります。

非課税となる教育資金の範囲、「学校等」「学校等以外」の区分、「領収書等」についての詳細は、文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について（文部科学省ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。

※文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

7 本預金の「教育資金管理契約」の終了

●「教育資金管理契約」は下記のいずれかに該当する場合、終了いたします（本預金はただちにご解約いただきますので、引き続きご利用になることはできません）。

①お孫さま等が30歳になられた場合

ただし、2019年7月1日以後にお孫さま等が30歳になられた場合で、「学校等に在学している場合」「教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合」は、以下のいずれか早い日まで「教育資金管理契約」は延長されます。

●お孫さま等が「学校等に在学していた（最終）年」または「教育訓練の受講を終了した年」の翌年の12月31日

●お孫さま等が40歳に達する日

②お孫さま等が亡くなられた場合

③本預金の残高がゼロとなり、お孫さま等と当行とで契約を終了させることで合意した場合

●上記①又は③の事由により「教育資金管理契約」が終了した時点で、未提出の領収書等がある場合は、契約の終了した日の属する月の翌月末日までに当行にご提出ください。

●上記事由が発生して契約が終了した場合、本預金はご解約いただきますので、お通帳、お届けのご印鑑をお持ちください。

●また、口座開設時等にお孫さま等の個人番号を告知いただいている場合、ご契約終了時に個人番号の告知が必要です。

8 「教育資金管理契約」期間中に祖父母さま等が亡くなられた場合の取り扱い

契約期間中に祖父母さま等が亡くなられた場合、亡くなられた日の「管理残額」(注1)が祖父母さま等から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。なお、受贈者が贈与者のお子さままたは代襲相続人以外である場合、2021年4月1日以降に贈与された部分に対応する「管理残額」は相続税の2割加算の対象となります。ただし、祖父母さま等が亡くなられた日において、お孫さま等が以下のいずれかに該当する場合は、相続税の課税対象なりません。(注2)

①23歳未満の場合 ②学校等に在学している場合 ③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
(注1)「管理残額」とは祖父母さま等が亡くなられた日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、以下に該当する部分に対応する金額のことと言います。

・贈与者の死亡前3年以内かつ2019年4月1日～2021年3月31日に取得したもの ・2021年4月1日以降に取得したもの
(注2)祖父母さま等の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、上記①から③のいずれかに該当する場合であっても、2023年4月1日以降に贈与された部分に対応する「管理残額」が相続税の課税対象となります。(相続税の課税価格の合計額を確認させていただきます。)

【「管理残額」の計算式】

【例】贈与者がA・Bの2人で、Aの死亡日(Bは既に亡くなっている場合)における管理残額の計算式

<非課税拠出額のタイミング等による種類>

非課税拠出の種類	贈与者死亡時
① 2019年3月31日以前	相続税非課税
② 2019年4月1日以後+死亡前3年以内の拠出でない	相続税非課税
③ 2019年4月1日以後+死亡前3年以内の拠出である	相続税課税
④ 2021年4月1日以後	相続税課税 (税額2割加算 ※子以外)
⑤ 2023年4月1日以後	相続税課税 (税額2割加算 ※子以外)

<主な流れ>



①23歳未満である場合等(※1)に該当する場合

$$\text{管理残額} = \{(① + ② + ③ + ④ + ⑤) - (\text{斜線部分} + \bullet(\text{※2}))\} \times \frac{⑤ \text{ (贈与者Aからの拠出分)}}{(① + ② + ③ + ④ + ⑤) - \circ(\text{※2})}$$

抛出総額から教育支出を差し引いた残額

抛出総額に対する課税対象分が占める割合

②23歳未満である場合等(※1)に該当しない場合

$$\text{管理残額} = \{(① + ② + ③ + ④ + ⑤) - (\text{斜線部分} + \bullet(\text{※2}))\} \times \frac{③ + ④ + ⑤ \text{ (贈与者Aからの拠出分)}}{(① + ② + ③ + ④ + ⑤) - \circ(\text{※2})}$$

抛出総額から教育支出を差し引いた残額

抛出総額に対する課税対象分が占める割合

(※1)「23歳未満である場合等」とは、贈与者死亡日において、受贈者が23歳未満である場合、・学校等に在学している場合、・教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合を言います

(※2)贈与者が複数いる場合の取り扱いについて

●：贈与者Aの死亡の日前に贈与者Bから相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額

○：贈与者Bの死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額がある場合、その管理残額の計算の基礎とされた金額※

※贈与者Bからの拠出分のうち相続税課税対象金額のことといいます。

※文部科学省ホームページ「教育資金非課税措置Q & A」より引用

- 祖父母さま等が亡くなられた場合、お孫さま等は速やかに当行窓口までお知らせください。
(別途、亡くなられた事実の分かる公的書類をご提出ください。)
- 「管理残額」はお孫さま等が相続等により取得したこととなり、本預金の非課税対象としてご利用いただけません。祖父母さま等が亡くなりになった後、本預金から出金された場合で、後日その出金額が「管理残額」に該当することが判明した場合は、領収書等をご提出いただいた場合でも非課税措置の適用を受けることができませんので、ご注意ください。
- 教育資金のためにお引き出した金額を確定するために、お孫さま等は、祖父母さま等の亡くなられた日以前に支払われたことを証する未提出の領収書等がある場合は、速やかに当行窓口にご提出ください。
- お孫さま等が以下のいずれかに該当し、かつ、亡くなられた祖父母さま等から2023年4月1日以降に贈与を受け本契約の適用を受けている場合、相続税課税価格の合計額を確認するための書類(「贈与者に係る相続税の課税価格に関する確認書」「相続税の期限内申告書(第1表)の控えの写し」等)を提出していただきます。相続税の期限内申告書の提出期限(通常、その贈与者が亡くなられた日の翌日から10か月)後、速やかにご提出をお願いします。
①23歳未満の場合 ②学校等に在学している場合 ③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
- 当行は、お孫さま等からの届出を受け、祖父母さま等が拠出した金額からお孫さま等が教育資金のために支出した金額を差し引いた「管理残額」をお知らせいたします。ただし、相続税の2割加算に関する計算は当行で行いませんので税理士もしくは税務署へお問い合わせください。
※「管理残額」は、他の遺産と合わせて相続税の計算を行うこととなります。実際の相続税申告の要否は、他の遺産の金額の多寡により異なります。
※相続税の申告手続きは、お孫さま等において行うことになりますので、所轄税務署にお問い合わせください。

9 その他参考となる事項

- 本預金にお預け入れいただく前に支払われた教育資金は、「教育資金非課税措置」の適用対象外となります。
- 本預金からお引き出し後に教育資金を支払う場合、お引き出し時にお支払先等をお聞きすることができます。あらかじめご了承ください。また期限までに領収書等のご提出がない場合、「教育資金管理契約が終了となった日の属する年に贈与があつたもの」として、贈与税が課税されます。
なお、2023年4月1日以降に贈与された部分に対応する残額に暦年課税による贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。
- 先述⑦の①または③の事由により「教育資金管理契約」が終了した時点で、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額*がある場合は、その残額に対して、「契約が終了した日の属する年に贈与があつたもの」として贈与税が課税されます。
なお、2023年4月1日以降に贈与された部分に対応する残額に暦年課税による贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。②の事由により契約が終了となった場合には、贈与税は課されません(相続のお手続きが必要になります)。
※以下の部分の合計金額は残額として贈与税の課税対象となります。契約の終了年において他に贈与を受けた金額と合わせ、暦年課税による贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税制度の適用を受ける場合(2024年1月1日以降は基礎控除額を超える場合)には、贈与税のご申告が必要です。
- ①お預け入れ金額のうち、お引き出しをしなかつた部分
- ②お引き出し金額のうち、次の部分
 - ・教育資金のお支払いに充当しなかつた部分(年間のお引き出し合計額が年間の領収書等の合計金額を超える部分を含みます)
 - ・教育資金のお支払いとお引き出しの年が異なる部分
 - ・教育資金のお支払いに係る領収書等を期限までにご提出いただけなかつた部分
 - ・学校等以外の者への教育資金のお支払いで累計500万円を超える部分
- 学校等へのお振り込みにかかる振込手数料等は非課税措置の対象とはなりません。
- その他本預金の「教育資金管理契約」に反する取り扱いがあつた場合には非課税措置の対象外となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。また、この契約を変更する場合は、あらかじめ変更の内容および取り扱いの期日を店頭に掲示し、その期日の到来とともに変更契約の効力が発生するものとします。
- 2015年4月1日より、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が施行されています。教育資金については、両制度の対象となりますが、どちらかの制度において、非課税措置の適用を受けることとなります。重複しての適用は受けことはできません。

商品のご案内

商 品 名	教育資金一括贈与預金「いよのかけ橋」
ご利用いただける方	直系尊属である贈与者(祖父母さま等)の方と書面で贈与契約を締結している30歳未満のお孫さま等で、贈与する日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円を超えていない方 (注)2019年7月1日以降、30歳に達した場合でも、お孫さま等が学校等に在学している場合等は、継続してご利用いただけます。
対象となる預金	新たに開設する普通預金 ※口座開設時に「教育資金管理契約」を締結させていただきます。 ※本制度利用とあわせ開設し、「教育資金管理契約」終了とともに解約となります。
お預け入れ金額	10万円以上1,500万円以内(1円単位)
適用利率	普通預金利率(変動金利)
お預け入れ期間	2026年3月31日まで
口座開設	●1個人(お孫さま等)につき1金融機関(かつ1支店)1口座に限ります。 ●「贈与契約書」「教育資金非課税申告書」と同額をお預け入れいただきます。 ※お預け入れの上限額は1,500万円で、お預け入れの対象資金を贈与契約後2か月以内で、教育資金非課税措置の適用を受ける目的の資金に限定させていただきます。
追加のお預け入れ方法	「贈与契約書」「追加教育資金非課税申告書」と同額をお預け入れいただきます。 ※お預け入れの上限額は合計1,500万円で、お預け入れの対象資金を贈与契約後2か月以内で、教育資金非課税措置の適用を受ける目的の資金に限定させていただきます。
お引き出し方法	●店頭で随时お引き出しあります。 ●口座開設店以外でも受け付けできますが、ATM、口座振替、いよぎんダイレクト、AGENTアプリによるお引き出しはお取り扱いいたしません。 ※「教育資金非課税措置」の適用を受けて本預金を引き出す場合は、当行へ期限内に「領収書等」をご提出いただく必要がございます。
手数料	無料
取扱店	国内全店 ※ローンプラザ松山支店・インターネット支店は除きます。
その他参考となる事項	●キャッシュカードは発行いたしません。 ●本商品の譲渡、担保提供、口座名義変更はできません。

※本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。※店頭に説明書をご用意しております。

詳しくは、お近くの〈いよぎん〉の窓口にお問い合わせください。

店舗検索
はこちら▶



(2025年12月2日現在)